

認定医を更新する
※更新書類提出は、
登録期限が満了する年の11月1日から11月30日とします。
(認定医制度施行細則第15条第2項より)

認定医更新用記録簿の送付先
 一般社団法人日本障害者歯科学会 事務局
 〒170-0003 東京都豊島区駒込1-43-9
 駒込TSビル (一財)口腔保健協会 内
 電話03-3947-8891 FAX 03-3947-8341

認定医申請に関する口座振替番号
 および口座名
 郵便振替口座番号
 00150-3-581628



(ご参考) 施行細則 別表
 一般社団法人日本障害者歯科学会認定医制度施行細則別表

区 分	種 別	単 位	
(1)	当学会出席	当学会学術大会	5
	当学会主催の研修会出席	当学会が企画した認定医研修会 当学会より承認された指導医の企画による研修会	5 5
(2)	関連学会出席	障害者歯科の国際大会 (IADH等)	5
		障害者歯科に関連する学会	3
		その他の障害者関連の研修会	3
(3) ≧≦ 下記 参照	障害者歯科に関する研究	当学会雑誌掲載	5
		当学会学術大会発表	4
		障害者歯科の国際大会 (IADH等) での発表 関連学会での発表・雑誌掲載	4 3
	障害者歯科に関するその他の活動	障害者歯科に関する総説・著書	3
		障害者歯科に関する当学会での学術講演 歯科医師・衛生士養成機関での系統的講義 歯科医師・衛生士養成機関での単発的講義	5 5 3
		障害者歯科に関する地域での講演 障害者歯科に関する関連学会での学術講演	3 3
(4)	当学会地域活性化事業に基づく事業	当学会地域活性化事業に基づく学術大会・研修会・シンポジウム等出席	5
		当学会地域活性化事業に基づく学術大会発表 当学会地域活性化事業に基づく学術講演	4 3
(5)	臨床経験 (各年につき)	年間の障害者歯科の延べ症例が201例以上	8
		101~200例	5
		51~100例	4
		10~50例	3

※(3)の当学会雑誌掲載においては筆頭者が5、次席3、その他は1単位とする。また、当学会学術大会発表・障害者歯科の国際大会 (IADH等) での発表・当学会地域活性化事業に基づく学術大会発表においては筆頭者を4、次席2、その他は1単位とする。関連学会での発表・雑誌掲載は筆頭者のみとする。障害者歯科に関するその他の活動では筆頭者のみに単位を与える。